

東芝・過労うつ病労災・解雇裁判 重光由美さん支える会ニュース

第1号

2007年7月10日

発行元

重光由美さん支える会

上尾市本町 2-10-3

第1回証人尋問行われる

2004年11月の裁判提訴から2年6ヶ月後の5月14日(月)、たくさんの傍聴人が見守る中、原告重光由美さんと東芝側上司F課長の証人尋問が朝10時より東京地裁710号法廷で終日行われました。



東京地裁に入廷する原告重光由美さん

原告の訴えに傍聴席から「なんてひどい会社だ」と

午前10時20分より原告重光由美さんの本人尋問開始。まず原告側山下弁護士による主尋問が行われ、続いて東芝側弁護士による反対尋問が行われました。原告の重光さんは、当時の長時間過密労働の実態や、会社に体調不調を訴えても働かされた事などを、当時の業務資料を用いながらしっかりと発言していました。当時のつらい体験を思い出したのか、途中涙ぐむ場面も。反対尋問終了後、傍聴席から「なんてひどい会社だ」と発言する人もいて、当時の過酷な労働状況が傍聴席にも伝わってきました。

続いて東芝側の証人当時の上司であるF課長の証人尋問が開始。まずは東芝側弁護士による主尋問。重光さんが説明したものと同一資料を用いて全く反対の主張をしていました。課長の証言

は、練習してきた台本のせりふを読んでいるかのように不自然で、信ぴょう性のあった重光さんの証言の後では、しらじらしく聞こえました。

続いて原告側弁護士川人弁護士による反対尋問開始。そこで東芝の課長による驚きの発言が飛び出し、傍聴席からは「それはおかしい」とブーイングが飛び交う証人尋問となりました。

部下が深夜遅くまで働こうが全く関心がない東芝の課長

「自己申告制だったタイムカードの退勤時間を越えて、原告のパソコンデータが多数存在しているのだが、原告が深夜遅くまでサービス残業をしていた事について把握していたか」との川人弁護士の問いに課長は「自己申告は信頼関係で成り立っているのでタイムカードが正しいと思っている」と返答。弁護士が「厚生労働省が『自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査をする事』という通達を出しているが知っていたか」と問いかけると課長は「知らない。総務からの指示通りにやっていた」と信じられない回答。これ、東芝は自己申告にしてサービス残業させていた、ということですよ…

さらに弁護士が「あなたは部下の重光さんが具体的に何時まで働いているのかということについて当時全く関心がなかったんですか」との問いに課長は「会社のルールに従って管理をしていた」とおうむ返しの返答。つまり、部下が何時まで働いていたか、課長は全く関心なかった、ということですよ…ひえ、これでは部下は病気になって当然でしょうね…



つづいて、川人弁護士が36協定について質問。（*注「36協定」：時間外労働の限度を決めた労使協定。この時間を越えての残業は原則できないが、切迫した事情等があれば延長できる）



「会社の36協定は3ヶ月の残業は120時間を限度となっているが、「但し」納期の切迫により生産が間に合わなかった場合、またはトラブルが発生しその対応が必要な場合等、特別な事情がある場合は、労使の協議を経て3ヶ月240時間まで延長できるとある。この事件では原告はその限度時間を超えて残業している。つまり「但し」のトラブルが発生したとか、納期が切迫したとかが適用になったということではないか」の問いに課長は「36協定の内容は把握してない。総務の勤労のルールに任せています」と回答。えっ、時間外労働の限度時間を課長が知らない？つまり、東芝では部下の業務時間・内容を把握するのは課長ではなく総務という事でしょうか？傍聴席からは「それはおかしい」と当然のブーイング。

課長は、部下が長期で会社を休んでも、頭痛であれば気にならない??

そして、長時間労働が続いているさなか、重光さんが12連休で休暇を取った事についての質問には課長は「頭痛だから気にならなかった」と回答。弁護士からの「12月から4月までの深夜労働・残業が多かった事と頭痛とを関連付けなかったのか」「頭痛だと部下が長く休んでも気にならないのか」との問いには「頭痛だから気になりません」と強弁して回答。技術者という頭を使う職業の人が長時間労働が続いているさ中、仕事に使っている頭が痛いと言っているのに気に

ならないとは・・・この課長の常識を疑ってしまいます。こんな人が課長で大丈夫なんでしょうか。東芝のメンタルヘルス・管理者教育はどうなっているのでしょうか。

さらに、東芝は、これまで、機密情報の漏洩になるとして全ての業務資料の提出を拒否し、また、原告が業務資料を提出すると「業務資料を社外に持ち出すことは就業規則違反、懲戒解雇処分に当たる」と主張してきました。その東芝が、証人尋問の日になると、「社外秘」扱いの資料を裁判所に提出してきました。これまでの主張はどこへ？社外秘の資料を提出して大丈夫なんでしょうか？東芝の機密情報扱いはどうなっているのでしょうか。

そして、会社が提出した原告の当時のタイムカードは、「所属」が違うから「ニセモノ」との原告主張に対し、東芝側は確かに所属は違うが、後になって印刷したので印刷した年の「所属」が変わったと主張。印刷するとデータベースの所属だけが変わる・・・使いづらい勤務管理システムですね??



東芝の主張が矛盾だらけでおかしいことがはっきりした証人尋問だったと感じました。次回裁判は原告側天笠崇医師が原告の発症原因について証言をします。是非傍聴をお願いします。

次回裁判 第2回証人尋問

7月23日(月) 13:30~

東京地裁710号法廷

原告側天笠医師証人尋問

裁判傍聴をお願いします

東芝・過労うつ病労災・解雇裁判 重光由美さん支える会

〒362-0014埼玉県上尾市本町2-10-3 山本方 メール:kaitsbrouesai@yahoo.co.jp

HP:<http://kaitsbrouesai.web.fc2.com/> (原告HP・ブログへのリンクあり) 会員募集中!!